

台東区区民憲章策定区民会議 第1班

「区民とは」、「総合計画等との違い」、「実践活動」に関する論点整理

1 「区民」について

来街者を含めた台東区にいるすべての人が「区民」

- ・今、ここ（台東区）にいる人、時間を共有している人のすべてが対象
- ・基本構想やにぎわいのまちとしての地域特性をふまえ、来街者まで広げて考えるべき

企業の人たちに町会に参加してもらうことが重要

- ・通勤者も対象とすると憲章の理念を実践する段階では参加を得るには努力が必要

町会活動の維持・活性化が重要

- ・町会活動がマンション化の進展などにより弱体化しており、維持・活性化が必要

2 「総合計画・自治基本条例、都市宣言との違い」について

区民がそれを主体的に実践するというのが総合計画等との違い

- ・総合計画と区民憲章との内容的な違いがわかりにくい
- ・総合計画と区民憲章は誰が主体的にそれを実践するかが異なるだけで目指すものが同じでも良いのではないか

3 実践活動について

まず区民全員に普及させることが第一

- ・あらゆるメディアに載せて区民の目に触れるようにする
- ・歩道の案内に掲載するなど来街者の目にも触れるようにするのがポイント